

認証基準の御紹介 (詳しくはチェックシートをご覧ください)

I 女性のチカラを活かしまひよ【意欲のある女性が活躍し続けられる組織】

●ファーストステージ

- No.1 企業(団体)として、女性の活躍を推進する旨の方針を経営理念等に掲げ、成文化し、組織内で周知している。
- No.2 経営陣・管理職等への女性登用に向けて、具体的な目標値や目標時期等の推進策を定めた実施計画がある。
- No.3 男女の固定的な役割分担意識の解消、性別にとらわれない能力発揮の定着、その他を盛り込んだ研修等を行っている。
- No.4 係長・チーフ相当職に占める女性の割合が30%以上、またはこの3年間で上昇している。

●セカンドステージ

- No.5 女性の少ない職域における能力開発のため、職務のレベルアップやチャレンジのための研修、資格取得の支援(資格取得費用の補助、資格手当、資格受験に利用できる休暇制度等)の措置がある。
- No.6 女性を配置している部署(課等)の割合が、この3年間で上昇している(すべての部署に配置済みの場合も含む)。
- No.7 部長相当職及び課長・リーダー相当職に占める女性の割合が10%以上、またはこの3年間で上昇している。
- No.8 男女の固定的役割分担意識の解消や、性別にとらわれない能力発揮の定着を図ったことにより、新しい企画が生まれたり業績が向上した実績がある(女性による起業も含む)。

II イキイキと仕事してもらいまひよ【仕事と生活の両立(ワーク・ライフ・バランス)支援】

●ファーストステージ

- No.9 所定外労働時間縮減の取組み('ノー残業デー'の設定、労使協議等)や、年次有給休暇の取得促進の取組み(時間休暇の導入、年間取得計画の策定、取得日数や取得率の目標設定等)がある。
- No.10 自己啓発やボランティアの時間を確保できる措置がある。
- No.11 仕事と生活の両立支援に関し、具体的な措置がある。
- No.12 「育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律(以下 育児・介護休業法という)」で定める育児休業及び介護休業の取得を促進する措置がある。

●セカンドステージ

- No.13 前年度、週労働時間が60時間以上(一年間の総労働時間が3,128.6時間以上)の従業員割合は5%以下である。
- No.14 年次有給休暇の平均取得率が、この3年間で上昇している。
- No.15 育児・介護休業法で定める制度について、介護休業制度、その他の取得実績が3年以内にある。
- No.16 出産や育児、介護により退職した従業員を優先的に再雇用した実績が3年以内にある。

III イクメンやカジダン、イクメンを増やしまひよ【男性の育児や家事、地域活動への参画支援】

●ファーストステージ

- No.17 育児・介護休業法で定める育児休業や介護休業について、男性の取得率を促進するため、具体的な目標値や目標時期等の推進策を定めた実施計画がある。
- No.18 育児・介護休業法等、両立支援に関する法律や法令の制改定、行政や社内(団体内)の支援制度についての情報提供や研修等、その他の取組みがある。

●セカンドステージ

- No.19 育児・介護休業法で定める育児休業を7日以上取得した男性従業員が3年以内にいる。
- No.20 イクメンやカジダン、イクメンのロールモデルを中心に、これらを支援するためのネットワークがある。

※本認証制度への申請にあたっては、該当すると自己診断された項目について、必要な挙証資料を添付していただきます(詳しくは事務局へお問い合わせください)。
※〈ファーストステージ〉でI~IIIを通し5項目以上認められれば「一つ星認証」、これに加え〈セカンドステージ〉でもI~IIIを通し5項目以上認められれば「二つ星認証」として認証します。また、IIIについて両ステージで1項目ずつ以上認められれば、「イクメン推進企業」とします。